

岡山県立大学における障害のある学生への合理的支援と課題

齋藤 誠二^{1) 6)}, 谷口 敏代^{2) 6)}, 迫 明仁^{1) 6)} 高橋 徹^{3) 6)}
 福濱 嘉宏^{4) 6)} 京林 由季子^{2) 6)}, 吉原 直彦⁵⁾

1) 情報工学部人間情報工学科 2) 保健福祉学部保健福祉学科 3) 保健福祉学部看護学科
 4) デザイン学部デザイン工学科 5) デザイン学部造形デザイン学科 6) 学生支援部会

大学における障害のある学生の在籍数，在籍率は年々増加しており，障害学生支援は徹底して取り組むべき喫緊の課題であるとともに，これまで以上の支援の充実が不可欠となっている．岡山県立大学では障害者差別解消法の施行を受け，内閣府から示された基本方針に従って，障害のある学生が他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するため，体制整備とマニュアル作成を行ってきた．本稿では，岡山県立大学における合理的配慮の推進体制および合意形成のプロセスを整理するとともに，事例を取り上げ，浮かび上がった課題とその解決方法についてまとめた．

(キーワード：障害学生支援，合理的配慮，推進体制，合意形成プロセス)

1. はじめに

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し，障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として，障害者の権利の実現のための措置等について定めた条約，「障害者の権利に関する条約（以下：障害者権利条約）」が2006年12月に国連総会で採択され，2008年5月に発効された．これを受け，我が国では同条約の批准書を2014年1月に寄託，同年2月に効力が発生した．また，条約の締結に向けた整備の一環として，全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく，相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け，障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として，2013年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下：「障害者差別解消法」）が制定され，本年度から施行された．

教育関連でみると，障害者権利条約第24

条（教育）（United Nation, 2006）において，以下のように定めている．

第24条 教育（抜粋）

1 締約国は，教育についての障害者の権利を認める．締約国は，この権利を差別なしに，かつ，機会の均等を基礎として実現するため，障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する．

3 締約国は，障害者が教育に完全かつ平等に参加し，及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため，障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする．

5 締約国は，障害者が，差別なしに，かつ，他の者との平等を基礎として，一般的な高等教育，職業訓練，成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する．このため，締約国は，合理的配慮が障害者に提供されることを確保する．

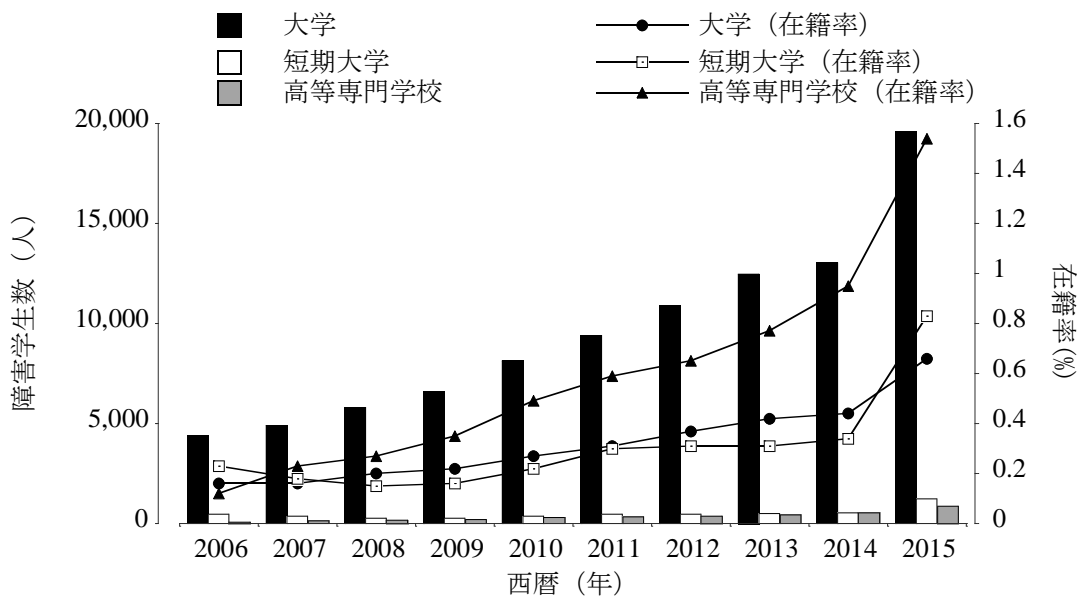


図1 学校種別障害学生数および在籍率の推移

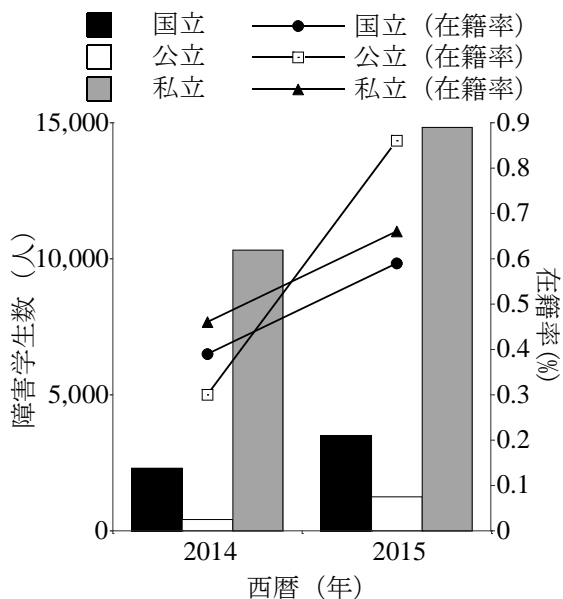


図2 設置者別障害学生数および在籍率の推移

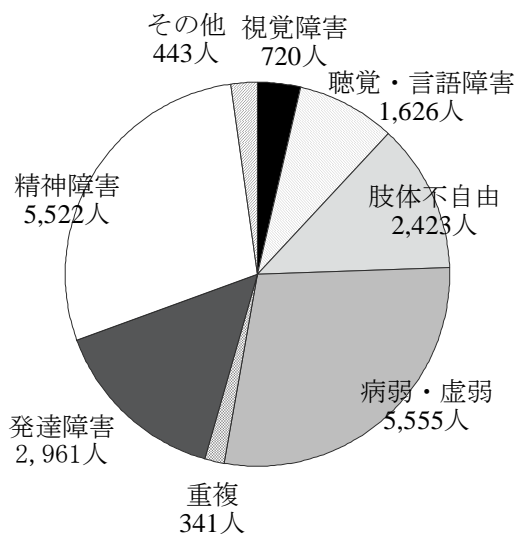


図3 大学における障害種別学生数 (平成27年度)

このように、同条約では教育現場における障害者教育のあり方を示し、合理的配慮の提供を義務付けた。同条約を受けて制定・施行された障害者差別解消法（内閣府，2013）では、第7条のなかで以下のように定めている。

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害

者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益

を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

ここで定められている行政機関等とは、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人を指しており、公立大学法人である岡山県立大学も含まれる。つまり、「不当な差別的取り扱いの禁止」および「合理的配慮の提供」が義務として定められている。

独立行政法人日本学生支援機構による平成 27 年度障害のある学生の修学支援に関する実態調査の報告（独立行政法人日本学生支援機構，2016）によると、大学に在籍している障害学生は 19,591 人で前年度（13,045 人）より 6,546 人の増加。全学生に占める障害学生数の在籍率は 0.66% で前年度（0.44%）より 0.22% の増加となっている（図 1）。設置者別でみていくと、障害学生在籍数は私立大学が最も多いが、在籍率でみると公立大学が 0.86% と全体平均を大きく上回る。さらに、前年度（0.30%）から 0.56% の増加となっている（図 2）。大学における障害種別の学生数をみると、内部障害や慢性疾患を含む病弱・虚弱が 5,555 人と最も多く、次いで精神障害の 5,522 人、発達障害（2,961 人）、肢体不自由（2,423 人）、聴覚・言語障害（1,626 人）、視覚障害（720 人）、重複（341 人）となり、いずれも前年度の学生数を上回っている（図 3）。このように、大学における障害学生の在籍数、在籍率は年々増加しており、この傾向はこれからも続いていくと考えられる。つまり、大学における障害学生支援は徹底して取り組むべき喫緊の課題であり、これま

で以上の支援の充実が不可欠となっている。

本学では、障害者差別解消法第 9 条第 1 項の規定に基づき、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する公立大学法人岡山県立大学教職員対応要領」を作成し、さらに、学生支援室^{注)}において「障害を理由とする差別の解消の推進に関する公立大学法人岡山県立大学教職員対応要領に基づく対応マニュアル」等を作成するなど体制整備を行った。そこで、本稿では岡山県立大学の支援体制ならびに具体的な事例を取り上げ、本学における合意形成および支援に関する課題を整理する。

2. 岡山県立大学における障害を理由とする差別の解消に関する推進体制

本学における推進体制の最高管理責任者は理事長とし、最高管理責任者の補佐、教職員に対する研修・啓発の実施および本学全体における差別解消の推進のための必要な措置を講ずる役割である総括監督責任者を理事（教育研究担当）としている。また、学部長、研究科長および事務局長を監督責任者と位置づけ、当該部局における差別解消の推進のための必要な措置を講ずるものとされている。さらに、学科長、専攻長および事務局課長を監督者と位置づけ、障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう監督するとともに、障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう教職員に対する指導等に努めるよう

注) 保健室および学生相談室に並び、学生の福利厚生に資するための附属施設であり、障がいのある学生の支援や正課外活動の支援などを行う組織である。

定められている。この対応要領の作成については義務または努力義務とされているが、基本方針（内閣府，2015）に即して作成されているため、各国公立大学が定める対応要領の内容にあまり差異はない。しかし、具体的な責務が定められている監督者の割り当てについては、各大学の判断が分かれる。また、整備すべき体制として相談窓口の設置が求められているが、これについても大学の規模、事務局の分業、支援室等の設置の有無によって各大学で定められている窓口は様々である。本学では、相談窓口を、(1) 学生支援室、(2) 保健室、(3) 学生相談室、(4) 事務局総務課総務班と定め、ニーズの把握、具体的な支援の提供等にあたることになっている。

3. 岡山県立大学における合意形成のプロセス（図4）

本学は、学生の福利厚生に資するための附属施設として保健室、学生相談室および学生支援室を設置している。そのうち、学生支援室は学生の正課外活動の支援とともに障害学生の支援や学内のバリアフリー環境等の点検・改善が業務として掲げられている。そのため、障害のある学生の支援の実質的な窓口・調整等の役割は学生支援室が担っており、具体的な合意形成のプロセスが記されている教職員対応要領に基づく手続きマニュアル（以下：マニュアル）も学生支援室が中心となって作成にあたった。

まず、マニュアルでは、対象者（障がい学生）の定義を「身体等に障がいがあり、障害者手帳を有する者またはそれに準ずる障がいがあることを証明する診断書を

有する者」としている。つまり、支援を実施するための合理的な根拠として、医学的根拠を求めている。また、もう一つの定義として、「本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められた者」としている。つまり、本人からの支援の要請または希望が前提であり、それを本人が望まなければ支援の実施はなされない。

支援要請は「支援申請書」をもって本人または相談を受けた相談員が個人情報の扱い等について本人の同意を得たうえで、担当事務局である学生支援班に提出することでなされる（図4（3））。ここで相談員とは、学生相談室員、学生支援室員、学生支援班員および保健室員としており、その他の教職員が相談を受けた場合には、いずれかの相談員に引き継ぐことになっている（図4（1））。また、支援申請書は本人のみで作成することが困難であることを考慮して、相談員が修学状況のアセスメントと支援ニーズの把握を行いながら作成することが許されている（図4（2））。また、入学してくる学生が支援を希望している場合は、入学前に面談を実施し、高校在学中の配慮や大学生活などを情報共有するとともに、使用する教室や移動経路などに実際に踏み入れてもらいながら支援ニーズの把握を行う。

学生支援班に提出された「支援申請書」は学生支援室長が受理する（図4（4））。学生支援室長は、支援申請書の受理から休日を除く5日以内に「支援・配慮一次検討会議」を招集することになる（図4（5））。検討会メンバーは学生支援室員であるが、支援室の構成員には学生相談室員、学生支援班員および保健室員も含まれるため、支援

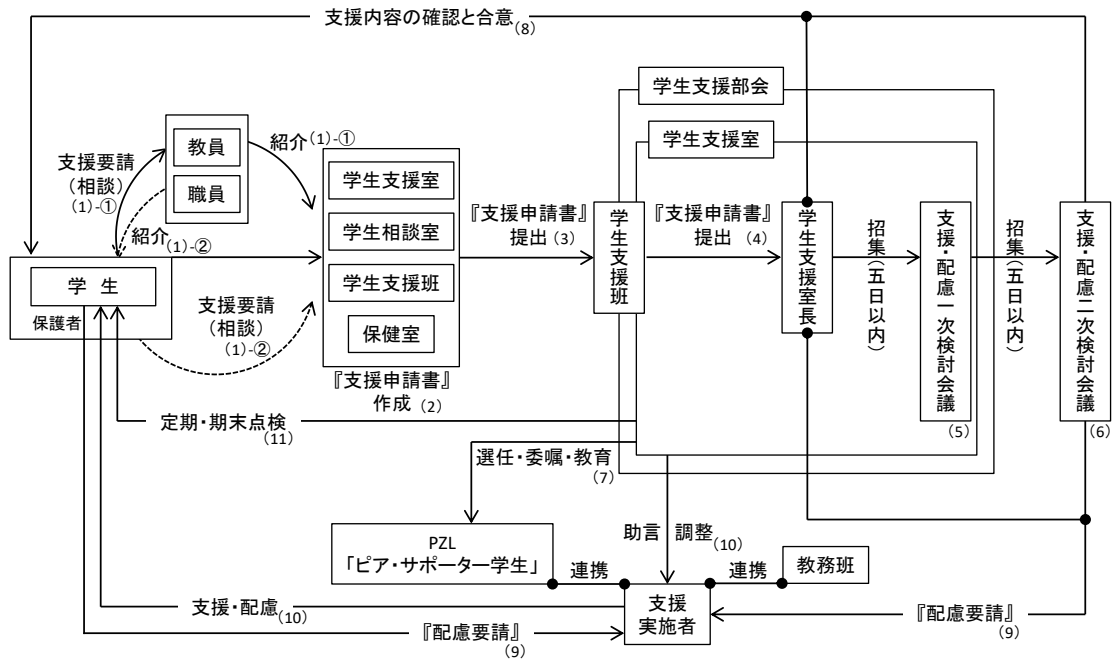


図4 支援要請から支援・配慮の実施までのプロセス

申請書を本人とともに作成したそれらの教職員も検討会メンバーとして招集されることになっている。また、必要に応じて初めに支援相談を受けた教職員や本人、保護者を招集することも許可されている。この検討会では、障害者権利条約第2条に定める「合理的配慮」の必要性の有無、支援方法の方向性、「支援・配慮二次検討会議」招集メンバーの構成、個人情報開示範囲等の検討がなされる。合理的配慮の必要性の判断基準は、前述の対象者の定義に準ずるとともに、本学の体制面および財政面において、均衡を失したまたは過度の負担を課さないものとしている。

合理的配慮の必要性が認められた場合、学生支援室長が「支援・配慮二次検討会議」を一次検討会から休日を除く5日以内に招集することになる(図4(6))。この検討会では、再び障害者権利条約第2条に定める「合理的配慮」に照らしながら、具体的な支援や配慮など配慮計画(案)を作成する。

そのため、検討会メンバーは、学生が所属する学部・学科の長や教務担当、施設・設備関係の事務職員なども招集される。

その後、作成した合理的配慮計画書(案)をもって、学生支援室長が本人および保護者に説明して合意形成を図る(図4(8))。合意が得られると学生支援室長が配慮の内容を示した「配慮要請」を学生部長と協議のうえ作成し、本人(保護者)に個人情報の扱い等の同意を得たうえで学生支援室長または本人から支援実施者(関係教職員またはピア・サポーター学生)に渡される(図4(9))、支援の実施がなされる(図4(10))。なお、ピア・サポーター学生は学生支援団体PZL(パズル)に所属またはサポーター登録をしている学生であり、学生支援室が選任、委嘱および教育を行う(図4(7))。合意が得られない場合は、「支援・配慮二次検討会議」を再び招集して、配慮計画を検討する。また、支援中、学生支援室長は支援実施者と連携を図りながら、継

続的に助言，調整を行う（図 4（10））．さらに，本人と定期的及び期末に面談を行い，支援・配慮内容における問題解決を図る（図 4（11））．

4. 岡山県立大学における合意形成のプロセスおよび配慮の実施における課題

本学において障害学生の受け入れ態勢を整備して以降，支援申請が提出され配慮を実施している事例は現在のところ 1 件である．本件は肢体不自由で電動車椅子を使用している学生で，一般入試で受験して入学してきた学生である．事例は 1 件であるが合意形成のプロセスおよび配慮の実施においていくつかの課題があげられた．ここでは，それらの課題と改善案について紹介する．

4-1. 合意形成のプロセス

本件において該当学生の入学手続きが完了したのは 3 月中旬であったため，入学前の面談が行われたのは 3 月第 4 週であった．面談後の同日に「支援・配慮一次検討会」を，3 日後に「支援・配慮二次検討会」を開催し，一週間後の入学式当日に「合意形成」に至った．本学の一般入試は 2 月下旬に実施する前期日程，3 月の中旬に実施する中期日程，3 月の中旬に実施する後期日程があり，3 学部がそれぞれに 1 つまたは 2 つの日程を適用している．合格後の入学手続き期限は前期日程で 3 月中旬，中期，後期日程で 3 月の下旬であり，いずれも入学の意志を確認してから入学するまでの期間は長くない．特に中期，後期日程に至っては，入学までの期間は二週間もない．ソフト面の配慮が必要な場合，この期間は

それほど短いものではないが，工事などを必要とするハード面の配慮が必要な場合は非常に短い期間となり，早急にプロセスを進めていく必要がある．そのためには，マニュアルにとられない個別の対応が必要であった．具体的に実施した手続きと課題を示す．

①ハード面の配慮を想定した出席者の人選

「入学前面談」の目的の一つは修学アセスメントである．また，「支援・配慮一次検討会」の目的は合理的配慮の必要性と範囲の検討，支援の方向性の検討である．しかし，早急に配慮が必要なハード面の支援が大いに考えられたため，配慮の必要性や支援の方向性の検討を受けて早急に配慮の実施に移るまたは準備に移る必要があった．そこで，施設管理グループのリーダー（職員）に出席を依頼し，「支援・配慮二次検討会」および「配慮要請」の提出を待たずに，体制面および財政面において，均衡を失したまたは過度の負担を課さないものと判断された内容については，実施または具体的な準備が進められた．

②ソフト面の配慮を想定した出席者の人選

授業における支援が必要な場合は，各教科担当教員に配慮要請の内容を伝える必要があるが合意形成から授業開始までの期間はわずかであり，スムーズな対応が求められた．そこで，高校在学中の支援状況と入学後の支援希望の把握が目的の「入学前面談」，支援方法の具体化と配慮要請（案）の作成が目的である「支援・配慮二次検討会」に該当学科の教務専門委員の出席を求めた．これにより，学生支援室長からの配

慮要請は一本化でき、各教科内容等に詳しい教務専門委員が教科担当へ配慮要請をすることで迅速な情報伝達ができた。

このような手続きにより、入学まで、また授業開始までのわずかな期間に配慮要請および配慮の実施まで実現することができた。一方でいくつかの課題もでてきた。

課題1：配慮願いの追加

4月初旬から配慮を実施または段階的に実施して以降、該当学生からはハード面におけるいくつかの配慮願いが提出された。実際の大学生活を送るうえで入学前の修学アセスメントでは吸い上げられなかった不便さ、不自由さが出てきて、配慮願いが追加されることは想定されていた。しかし、短期間のなかでの的確な配慮の実施を求めるあまり、配慮要請の内容がより具体的で個別性の高いものになっていた。そのため、追加の配慮要請に対して、その都度、検討会を開催するなどして合意形成のプロセスを進めていく必要があった。従って、特にハード面の配慮要請については、ある程度の幅をもたせ合意形成のプロセスを省略または簡略することが必要である。

課題2：授業担当教員への配慮要請

前述のように、本件における合意形成のプロセスにおいては、該当学科の教務専門委員が加わることで、各教科担当への配慮要請が迅速に行えた。しかし、授業形態は各教科によって様々であり、一つの教科でも15コマ通して同じとは限らない。また、学生が履修する講義の担当教員が学科専任の教員とは限らず、他学科の教員や非常勤講師が担当することもある。これら全てに対応するためには、教務専門委員は、全ての履修科目の内容や進め方を知る必要

があり、現実的ではない。従って、教務専門委員から各教科担当への配慮要請は必要であるが、内容には幅をもたせ、各教科の個別の内容については学生本人が要請できるようなシステムをつくる必要がある。

4-2. 配慮の実施

本学の場合、これまで車椅子を使用している学生の入学実績はなく、学内におけるバリアフリー環境は必ずしも十分とはいえない状況であった。動線環境では、建物は16棟あり、そのうち2階建て以上の建物が14棟あるが、エレベーターを設置している棟が6棟しかない。エレベーターのない棟の2階以上に行くためには、エレベーターのある棟から上がり、渡り廊下を通過して目的の棟に行く必要がある。さらに、渡り廊下の扉は自動ドアが設置してあるところもあるが、重たい開き扉のところも複数ある。教室環境としては、大人数を収容できる教室の机と椅子は一体で床に固定されたものが多かった。また、パソコンが設置してある教室は、OAフロアになっており、数十センチの段差がありスロープもなかった。この他にも数多くのハード面の問題を抱えていることが本件を通して明らかになった。これらに対して、配慮願いが提出され、その内容のほとんどが合理的配慮として判断されて事務局に対して配慮要請を行った。

課題3：大型設備の導入

事務局は固定式の机椅子の撤去、可動式の机の設置、段差にスロープの設置など、前述のとおり迅速に対応した。そのため、該当学生は入学当初から細かな問題はあ

ったものの、概ね不自由なく大学生活を送ることができた。しかし、動線における問題点であったエレベーターの不足と渡り廊下の重たい開き扉の件については、改善できていない。現状では、重たい開き扉は常に開けておき、エレベーターのある棟から迂回して目的の棟に進入している。強風時の安全性や防寒の観点から、この対応を継続することは現実的ではない。しかし、合理的配慮の判断基準である「体制面および財政面において、均衡を失したまたは過度の負担を課さないもの」が壁となり、なかなか配慮の実施ができないのが現状である。

一方、ソフト面では人的支援を必要とした。授業では鞆から筆記用具類を出すこと、移動では重たい開き扉を開けること、排泄の際には移乗介助が必要なことなど配慮願いが提出され、配慮要請に従って配慮の実施がなされている。

課題4：人的支援体制

本件における人的支援は、該当学生が福祉系の学科に所属したこともあり、教員はもちろんであるが学生の支援や介助に対する意識や技術が高く、また学生が支援を経験することのモチベーションも高かった。そのため、特に大きな問題もなく大学生活を送ることができている。しかし、今後も同様のケースが出てきた場合、このような恵まれた人的支援環境があるとは限らない。そのため、専属職員の配置が求められるが容易なことではない。そこで本学では、他大学でも導入している「ピア・サポート制度」（三戸，2005 杉村他，2004 内野，2003 山下，2004）の整備を進めている。ピア・サポーターは障がいや悩みを

抱える学生に対して必要な支援・相談活動を行う（森川，2001）こととしているが、現状では、誰が、どのようにピア・サポーターの研修を行い認定するのかなど基本的な課題を抱えている。幸い本学には福祉系、看護系の学科があり、スキルやモチベーションの高い学生が多い。また、専門の教員も多数在籍している。その強みを活かしながら今後整備していく予定である。

5. まとめ

本学では障がいのある学生が他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するため、体制整備とマニュアル作成を行ってきた。そして、肢体不自由を抱える学生の合意形成プロセスおよび配慮の実施を通して、様々な課題に直面しながら一つ一つの解決策を模索しながら整備を進めている状況である。大学における障害学生の在籍数、在籍率は年々増加しており、この傾向はこれからも続いていくと考えられている。従って、今後も様々な障害を想定した体制整備を進めていく必要がある。例えば、視覚障害や聴覚障害を抱える学生の文字情報および音声情報へのアクセシビリティの整備（中村他，2001）、発達障害を抱える学生に対する教職員の理解とサポート方法のスキル、病弱・虚弱の学生に対する教職員の理解と連携体制、障害学生の学外実習への対応などハード、ソフト両面での課題は多い。これらの課題を解決するためには、推進体制の最高管理責任者の高いリーダーシップ、大学に関わる全ての人々の障がい学生支援に対する理解、専属の教職員からなる組織の整備が必要不可欠である。

文献

- 独立行政法人日本学生支援機構：障害のある学生の修学支援に関する実態調査，2016
- 三戸親子：学生相談に関する近年の研究動向－2004年度の文献レビュー－，学生相談研究，26（2），138-156，2005
- 森川澄雄：ピアサポート活動の実際－教師との連携をどう進めるか－，臨床心理学，1（1），160-165，2001
- 内閣府：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法），2013
- 内閣府：障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針，2015
- 中村孝文・高見涼太郎・吉本充賜・田内雅規：視覚障害学生の入学を想定したバリアフリーキャンパス化への試み，岡山県立大学保健福祉学部紀要，8（1），27-33，2001
- 杉村和美，鶴田和美，他：名古屋大学における学生が学生を支えるしくみ，名古屋大学学生相談総合センター紀要，4，3-14，2004
- United Nation：Convention on the Rights of Persons with Disabilities，2006
- 内野悌司：広島大学ピア・サポート・ルールの初年度の活動に関する考察，学生相談研究，23（3），233-242，2003
- 山下京子：大学におけるキャンパス・サポーター・システム導入に関する実践的研究，学生相談研究，25（1），21-31，2004

Reasonable Accommodations for Students with Disabilities in Okayama Prefectural University

Seiji SAITO^{1) 6)}, Toshiyo TANIGUTI^{2) 6)}, Akihito SAKO^{1) 6)}, Toru TAKAHASHI^{3) 6)}, Yoshihiro HUKUHAMA^{4) 6)}, Yukiko KYOBAYASHI^{2) 6)}, Naohiko YOSHIHARA⁵⁾

1) Department of Human Information Engineering, Faculty of Computer Science and Systems Engineering, 2) Department of Welfare Systems and Health Science, Faculty of Health and Welfare Science, 3) Department of Nursing Science, Faculty of Health and Welfare Science, 4) Department of Design and Technology, Faculty of Design, 5) Department of Aesthetic Design, Faculty of Design, 6) Division of Student Services

The number of enrolled students and the enrollment rate of students with disabilities in universities are increasing yearly; support for students with disabilities is an urgent issue to be addressed extensively, and it is crucial to enlist more support than ever. In Okayama Prefectural University, under the enforcement of the “Act for Eliminating Discrimination against Persons with Disabilities,” according to the basic policy indicated from the Cabinet Office, we developed the system and created it manually to ensure that students with disabilities enjoyed and exercised “rights to receive education” equally with others. This paper describes the promotion system of rational

consideration and the process of consensus formation at Okayama Prefectural University. Moreover, it enumerates the problems arising from the case and their solutions.

(Keywords: support for students with disabilities, reasonable accommodations, promotion system, process of consensus formation)